規　　則

「千曲市中小企業振興資金融資あっせん規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和７年１１月２１日

千曲市長　小川　修一

千曲市規則第５２号

千曲市中小企業振興資金融資あっせん規則の一部を改正する規則

千曲市中小企業振興資金融資あっせん規則（平成15年千曲市規則第98号）の一部を次のように改正する。

第３条中

「　株式会社　八十二銀行屋代支店

株式会社　八十二銀行稲荷山支店

株式会社　八十二銀行上山田支店

株式会社　八十二銀行戸倉支店

株式会社　長野銀行屋代支店

株式会社　長野銀行上山田戸倉支店　」を

「　株式会社　八十二長野銀行屋代支店

株式会社　八十二長野銀行上山田支店

株式会社　八十二長野銀行戸倉支店　」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の千曲市中小企業振興資金融資あっせん規則の規定は、施行の日以後の借入れから適用し、施行の日前の借入れについては、なお従前の例による。